平成23年第3回定例会　社会問題総合対策特別委員会

平成23年10月5日

西村委員
　午前中も原委員が御質問されました情報の急激な進展と青少年への影響について伺っていきたいと思います。
　今定例会において、私ども公明党の谷口議員が一般質問で青少年のネット被害防止という角度から質問させていただきました。私も前回の委員会で、そのときは消費者問題と絡めて、ネット被害、いわばインターネットの負の影響と言えばいいのでしょうか、御質問させていただいたところですが、改めて確認しながら、幾つか御質問させていただきたいと思います。
　インターネットの情報通信機器の発展は目覚しいものがありまして、ネット接続も多様化しています。携帯型のゲームであったり、具体的に商品名を挙げていいのか分かりませんが、ｉＰｏｄのような音楽プレーヤーも無線ＬＡＮでつながってしまいます。スマートフォンも登場してまいりました。
　ここで伺いたいのですけれども、こういった新しい機器に関するフィルタリングの現状はどうなっているのでしょうか。

青少年課長
　それでは、まず最も普及している携帯電話というところからお話をさせていただきますと、各携帯事業者が既に無料でフィルタリングサービスを提供している状況でございます。また、我々は条例において、契約時に事業者はフィルタリングの必要性を説明しなければいけないということまで規定させていただいておりまして、なるべく周知を図っているところでございますけれども、その上で説明を受けて、それで保護者の方がフィルタリングを解除するのかどうかについては、他の都道府県で全てではないのですが、我が県では、フィルタリングを解除するには、保護者から書面を提出してもらって、しっかりとそれを事業者側もとっておくということで、単なる口頭で解除していいということだけでは解除できない形にしておりますので、携帯端末の中では最も対策は進んでいる機種かなと思っています。
　ただ、委員御懸念の携帯型ゲーム機等は、一方でと言っていいくらいの状況の差がございます。まず、携帯型のゲーム機については、専用のフィルタリング装置等は確かに用意されておりますけれども、それは自らが設定すれば、フィルタリングを利用することができるということですけれども、ただし、ほとんどの場合、フィルタリングソフトを利用するのは有償でございまして、また取扱説明書も分厚いのが付いておるんですけれども、非常に分かりづらいところにちょろっと記載があるという程度でございますので、非常に保護者も知らない場合が多く、逆にいえば、手軽に利用できる状態になってしまっているというのがございます。また、携帯電話とは異なりまして、携帯ゲーム機を販売する際には、事業者側からネット接続に関して説明する場面も今のところ義務化されているところはないのが実情でございまして、その辺も状況を困難にする一因かなと思います。

　また、スマートフォンについては、状況が若干違います。スマートフォンにつきましては、スマートフォンが通常の携帯電話回線を利用する場合には、インターネット接続につきましては、携帯電話と同様のフィルタリングの提供がなされております。しかしながら、例えばＷｉ－Ｆｉといったような無線ＬＡＮ回線を利用するインターネット接続については、本当に一部の機種を除きまして、フィルタリングサービスの提供はなされておりませんので、ある意味で有害情報に対しては無防備な状況にあると言えるかと思います。また、提供されているものも、先ほど申し上げましたような有償の場合がほとんどでございまして、事業者からの説明につきましては、これもゲーム機同様、ＬＡＮ回線によるネット接続に関する説明について話されていない状況にございます。
　したがいまして、我々としては、携帯型ゲーム機とか、スマートフォンは、少なくとも現在の携帯電話と同様ぐらいのフィルタリングの提供が一日も早く望まれると考えているところでございます。

西村委員
　今、御答弁の中に、一つの道がというか、答えがもうあったかと思うんです。神奈川県下の大手の電気屋さんに行くと、ちゃんとフィルタリングをかけましょうというようなポスターを張ってくださっていたり、説明が併記されている紙が張ってあったりします。ところが、一旦、東京都秋葉原とかへ行くと、どこの機種が安いですよということしか張っていない。こういうネットを通じて来る情報は、神奈川県だけの情報ではないわけですから、神奈川県だけで解決する問題ではないだろうなと感じるのが一つ。
　ここまで携帯電話のフィルタリングを神奈川県はいわば先頭を切って頑張ってきたのですから、この無線ＬＡＮ対応の機種に対しても、企業その他への働き掛けであるとか、あるいは保護者への説明の義務の働き掛けが、何かしら動きとしてとれるようなことを検討いただくことはできないでしょうか。

青少年課長
　今申し上げたように、有害情報というのは、ある程度制御されながらも、まだまだ入手できてしまうのが実情だと申し上げましたけれども、有害情報から青少年を守る方策としては、三つの段階があるのではないかと考えております。
　まず、考えられるのは、そもそも情報を発信する側を規制することが考えられますけれども、誰もが情報発信者になり得る世界になっておりますということと、さらに発信元が非常に多量であるということ、それからネット上の自由な表現活動を確保することも一定必要であるということもございまして、発信元自体の制限は非常にデリケートな問題でございまして、現実的には難しい方策ではないかと考えております。
　そこで、私どもが特に取り組んでいるのは、即効性のある取組として、送り手と受け手の中間で有害情報を遮断する、いわばインターセプトするようなものですけれども、遮断するフィルタリングという手法の徹底に取り組んでおるわけですけれども、先ほど申し上げましたように、残念ながら、まだまだ完全な環境にはなっておりません。したがって、事業者の対応にも非常に時間がか

かって、いろいろな機種が出て、それごとにということもあるかもしれませんけれども、これについても、すべからく完全になるまでには結構な時間と努力が必要になってくるということになりますと、私どもとして、最も効果的な方法は、今、３段階のうち２段階まで申し上げましたが、３段階目として、いわゆる受け手側の段階です。
　受け手側のネットリテラシー、インターネットを活用する能力とか、技術と言われますけれども、もともとリテラシーというのは読み書き、識字率のことですけれども、そういった能力を高めることによって、保護者、青少年も含めてですけれども、自らが有害情報に触れないという状況をつくることが重要なのではないかと考えているところでございます。そのための保護者や青少年に向けた周知は、これまでも取り組んできておりますが、より徹底させるには、これからも親子、共に私どもの方から粘り強く周知していくとともに、ネットリテラシー教育を強力に推進していくのが必要な段階に来ているのかなと考えているところでございます。

西村委員
　今、ネットリテラシー教育とありましたが、17ページにメディアリテラシー教育の推進ということで、これは同じことではないかなと思うんですけれども、またその上の表記に携帯電話教室と書いてあります。具体的にこの二つをお教えいただいてよろしいですか。携帯電話教室というのはどういったものなのか。

学校支援課長
　携帯電話教室でございますけれども、ＫＤＤＩとＮＴＴドコモの社会貢献活動の一環としておやりになっている事業を学校に導入しているものでございます。これは児童生徒による携帯電話の利用が物すごく拡大してきている中で、携帯電話の安全な使い方だとか、適切な使用方法に関するモラルだとか、マナーが社会問題化してきたことを背景といたしまして、教育委員会として、平成19年度からスタートしたものでございます。実績といたしましては、平成22年度につきましては、公立の小中学校の約半分の474校、高等学校はほぼ全てで141校、中等教育学校２校、特別支援学校14校で実施させていただいております。
　携帯電話教室の実施に当たりましては、生徒だけではなくて、できれば保護者の方にも来ていただいて、一緒に正しい使い方、あるいはこういったところをやったら危険だといったお話を、実際にＫＤＤＩとか、ＮＴＴドコモの方が来ていただいて、パワーポイントで見せながら、実際に使って、子供たちとやりとりをしながら、認識していただくといった取組をしている状況でございます。

西村委員
　実際には高校生になったら御自身で買う方もいるんでしょうけれども、お金を出されるのは親御さんですから、保護者の方がしっかりと意識を持たれることが重要だと思いますので、今後も児童生徒だけではなく、保護者の皆さんを

含めて、しっかりと教育というか、認識を深めていっていただくような御努力をお願いしたいと思います
　もう一つのメディアリテラシー教育の推進というのは、具体的に何をなさっているのでしょうか。

子ども教育支援課長
　メディアリテラシー教育についてのお尋ねでございますが、メディアリテラシー教育は、子供たちがあふれる情報の中から自分にとって適切な情報を取捨選択できる能力を付けていく教育のことを総称して示しております。今回、学習指導要領が変わる際に、子供たちがこれからも社会の変化が非常に激しいところに出ていく中で、情報機器を適切に活用することが重要であろうという指摘を中央教育審議会から受けまして、小学校、中学校、高等学校全ての中に情報教育について取り扱うことになってございます。
　発達段階によって、取り扱い方は当然異なりまして、特に小学校では、生活科ですとか、道徳の授業の中で、情報モラル、生活の中で適切にそういったものを使うルールですとか、マナーを身に付けていくことを学習します。中学生になりますと、もう少し専門的な内容を技術家庭科という教科の中で学ぶ機会がございます。著作権の問題ですとか、自分自身が情報を使う責任を学習していきます。高校生になりますと、教科として情報というのが入ってまいります。その中で具体的に起こり得るリスク等について学びながら、そういうリスクを回避していく態度を学んでいくという、発達段階に応じた教育がなされています。

西村委員
　青少年が被害を受けないようにする、守るという体制とともに、青少年が加害者にならない。そのためにもこの教育は必要なものだと受け止めておりますので、今後とも力を入れていただきたいとお願いしますが、ちょっと違う角度から伺います。
　10ページ、生活面への影響とございました。ところが、ここでは今回、携帯電話のメールを何通打つ子は就寝時間が何時なんだということが挙げられているのですが、これ以外にその他、生活や心身、心や体への影響について何か調査を行っているのでしょうか、そういったものは上がってきていますでしょうか。

青少年課長
　実はこの影響につきましては、就寝時間とか、これが何に影響するかというと、つまり学力に影響するところに非常につながりがございます。それで、最近特に話題になっておりますけれども、ネット依存症という、どちらかというとギャンブル依存症とか、そちらに近いような、病気に区分されるものに発展している場合があるようでございまして、そこに対する対策は、今、日本では、特にとられていないというのは言い過ぎですけれども、とられつつある状態で

ありまして、例えば韓国でありますとか、他の国に比べますと、その辺はまだまだ遅れている部分かなと思います。
　ただ、これについては、単独の県で調べるよりも、国としてこういうことをネット依存症というんだという統一の定義を持ちながら区分していかないと、この人はある県に行ったら依存症だけれども、ある県に行ったら依存症ではないという非常に難しいことになってしまうので、我々としては国の方の対応を是非頑張っていただければと現段階では思っているところでございます。

西村委員
　今、ちょうど御説明いただいたネット依存症についての新たな調査を県としても乗り出していただきたいと思ったところで、いろいろ調べさせていただのですが、今お話が出たように、韓国では３月３日に行政安全部が発表しておりまして、インターネット中毒の実態調査の公表をしています。2010年10月から12月まで、９歳から39歳までの合計7,600人を調べて、インターネット中毒者の割合として12%、大人の中毒者の5.8%に比べて、青少年は２倍以上高くなっていると。全体的に推計すると、79万人が中毒状態にあるという発表を正式に出しています。
　この中毒の状態からどうなるのかというと、皆さん御存じのように、キャラクターを育成するようなゲームをする子供たちはひきこもる傾向があって、同じゲームでも敵を倒すようなゲームにはまってしまう子供たちは攻撃的になる、この二つのタイプに分かれるそうで、韓国ではこの調査だけではなくて、インターネット中毒の人を治療する専門の診療科もできてきたと。中国もこのことを大きく捉えていますし、これよりもはるか以前、欧米ではチャット依存症というのが取り上げられて、家事もしなくなる、全く構わなくなる、それを何とか防止するための調査が始まっているということです。
　もちろん国の体制でやっていくべきだというスキームというか、それは分かるのですが、やはりネット中毒が病気として認定されていないだろうけれども、この傾向性があるということで、世界が動き出している中で、日本も、そして神奈川も、習慣及び衝動行動であるとか、活動性とか、過度の行動障害、運動障害が出てきている子供たちが今どうやら日本でも生まれつつあるという、これは医学的なことで、もしかしたらインターネットの影響ではないかというような発表になっておりましたが、調べ出してもよいのではないかと思いますが、例えばアンケート調査で、何時間以上やらないとすっきりしないとか、こういったことでも県で一歩踏み出して調べてみよう、検討してみようということはあり得ないでしょうか。

青少年課長
　あり得ないかというのは非常に難しい御質問でございますけれども、実を申し上げますと、既に国立系の独立の病院機構がありますが、そこで手掛けているのはアルコール依存症とか、そういう専門の病院がネット依存症とギャンブル依存症とか、そういうものを取り上げ始めています。そういうところの統一の見解については、非常に期待しておりますけれども、それに基づいて、各県

こういう定義なんだから調査しなさいということがあれば、日本全国の統計もとれるでしょうし、よいと思うのですが、現段階で単独でというのは、一体何をもってネット依存症というかという大前提の議論がまだまだ固まっていないようでございまして、今現在すぐにというのはなかなか難しいのではないかと思っていますが、いずれ制度が統一され、全国でということになれば、私どもも当然立ち向かっていかなくてはいけないことではないかと考えております。

西村委員
　まず国がというのはなかなか、もちろん枠組みとか、定義の問題もあるかと思いますが、こういった問題が起こってきているということを改めて認識し、捉えていただきたいということと、先ほどのことに絡みますと、ネットでの情報は本県だけにとどまることではないので、九都県市など他県への訴え掛けで、共に前進させていくという県としての姿勢、あるいは他県をもリードするような姿勢をおとりいただけますよう要望しまして、この質問を終わらせていただきます。
　もう一つは、買い物弱者の支援について、これも出ましたけれども、改めて御質問させていただきたいと思います。
　先日、南足柄市がタブレット型情報端末機を活用した買い物支援を行うと報道されていました。この報道にあった南足柄市の取組の具体的な内容についてお教えいただきたいと思います。

地域保健福祉課長
　これは南足柄市から聞いた内容でございまして、資料はございませんが、まず市の全域で買い物が不便だと考えられる高齢者のところに、市の社会福祉協議会のヘルパーがお邪魔します。そのときにタブレット型の端末を持っていきます。そこで、商業者と通信上つながっているメニューを見ながら、これが欲しい、あれが欲しいという形で注文します。その注文が、通信ですから、商業者に自動的に行って、その商業者から今度は宅配業者にまた通信で対応する。宅配業者から高齢者の自宅に物が届けられると、大まかに言えば、こういう仕組みを今回、南足柄市がモデル的に実施しようということでございます。
　具体的に言いますと、例えば毎週金曜日にヘルパーが高齢者のお宅へ行って、翌週の火曜日に契約している商業者のところに情報が届いて、それが当日ないしは二、三日後に宅配業者を通じて高齢者のところに行くというような１週間のサイクルがあるようでございます。これにつきましては、今回、この報告書にございますけれども、地域支え合い体制づくり事業の市町村助成の一環として取り組む事業と理解しております。

西村委員
　県の助成で取り組んでいるということだったんですけれども、これは平成24年度以降も継続されるのでしょうか。

地域保健福祉課長

　この事業は、もともと単年度事業ということで、今回、各市町村に照会した結果として上がってきたものですから、南足柄市としても、来年度以降、この状態でやれるかどうかという判断までは至っておりません。基本的には単年度事業という形でモデル的に考えているようです。ただし、この事業を市の社会福祉協議会に委託なり、あるいは有料化でやろうというところは考えているようでございますが、少なくともこの事業そのものは１年事業と聞いております。

西村委員
　先ほどの御説明でヘルパーが来て、タブレットに入力して、品物が来る。だったら、ヘルパーがそこで電話したり、ファクスしても済むことなのではないかと。タブレットを使う理由が余り分からなくて、これから御高齢の方にタブレットが使えるように教えていくということなのでしょうか、ちょっとその辺りがつかめないんですけど。

地域保健福祉課長
　決してタブレットの教育のためにヘルパーが行くということではございません。今言いましたように、ヘルパーというのは、市の社会福祉協議会のヘルパーで、介護保険を使っていらっしゃる方とそうでない方がいらっしゃいますが、基本的には介護保険を使っていらっしゃる方のサービスとして考えているようですけれども、今回はモデル事業ということですので、それ以外の方も希望者があれば行うということでございます。ですから、あくまで市の社会福祉協議会の介護保険のホームヘルプサービスの一環としてやるということでございます。委員おっしゃるように、ヘルパーが直接電話すればということになりますと、それは介護保険の中の事業とはちょっと違ってきますので、それは明確に分けたいということでございますので、もう少し詳しいところは我々も把握しておりませんが、あくまでタブレットの利便性を見越してやるということです。

西村委員
　タブレットに入力するのは、ヘルパーの仕事の中に入っているのですか。電話は駄目なんですか。

地域保健福祉課長
　電話はよいということでは決してないと思います。ですから、タブレットに入力するのは、もちろん高齢者の方が入力するケースもございますし、高齢者の方が分からないからやってよと言われたら、ヘルパーがやるということになると思うんです。ただ、そのときに介護保険事業のホームヘルプサービスの一環としてやるのか、あるいは別料金でやるのかというところまでは、まだ南足柄市も明確な形では考えていらっしゃらないと聞いております。

西村委員
　この事業に、言葉は悪いですけど、けちをつけているわけでは決してないんです。ただ、ヘルパーがわざわざ来て、タブレットに入れてやるのであれば、

具体的に言えば、多分ｉＰａｄとか、そういうやつだと思います。それであれば、普通にお買い物シートかなんかがあって、チェックをして、ファクスを入れればよかったのではないかと単純に疑問に思っただけです。
　タブレット式の端末機を選ぶのであれば、高齢者の方、あるいは買い物に行けない状態の方がもっと使いやすいものということで、選択肢はなかったのかなと思うのですが、何かお聞きになっていらっしゃいますか。

地域保健福祉課長
　申し訳ございません。そこまでは今回の事業の内容で把握まではしておりませんので、なぜこの端末を使うのかというところまでは把握しておりません。

西村委員
　ただ、県は助成しているわけです。その辺りのなぜこういう形を選んだのかという方向性というか、趣旨はやはり把握された方がよいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

地域保健福祉課長
　今回は、市町村の事業に対して県が助成という形でやってございますので、当然その結果といいますか、内容等の検討については、今後、市の方も当然これはモデル事業という形である程度実施するわけですから、その辺の検討はされていくものだろうと理解していますし、県も一緒になって参加させていただきたいと思っております。

西村委員
　県が助成されている事業でもあることですし、今後、他の地域にも広がるかもしれない可能性があるわけですから、どういう趣旨でこういう方途を選んだのか、どういうふうに発展させていきたいのかというのは、この取組を考えられた市にちゃんと調査された方がよろしいかと思います。
　それと、先ほども申し上げましたが、高齢者が使いやすい何か端末ということで、ずっと我が公明党といたしましては、介護ロボットというのを御提示させていただいてまいりましたけれども、ロボットで見守り、あるいは今言ったような伝言サービスを試験的に総務省の高齢者・障害者のためのユビキタスネットワークロボット技術の研究開発ということで、奈良県の大宇陀で実証実験が行われているんです。
　これだと、おばあちゃんが話し掛けるだけで、全部分かってくれる。伝えてくれる。ぴっとかやらなくていいわけです。前を通ったときにスイッチもつきますし、ロボットの方が認証、認知もしてくれるということです。もちろんお金がかかるとか、そういうお答えが返ってくるのは分かりますけれども、本当に使い勝手の良いスタイルでなければ、この取組が１年たった後にタブレットだけが残されていたというのでは困ることかなと思いまして、一言添えさせていただきます。

高齢福祉課長
　若干、地域保健福祉課長の答弁を私の方で補足したいことがあります。まず、ホームヘルパーを使うということで、介護保険サービスの延長にあるかのような答弁を差し上げたのですが、介護保険サービスの中にそうしたタブレットの入力代行は、多分位置付けられないと思います。したがいまして、たまたま介護保険のサービスを利用されている方が、ホームヘルプに入ったときに、また別の次元で利用されるということで、多分市町村としての事業の中に位置付けられるのではないかと思いますが、詳細は私の方も承知していないんですけれども、ただ誤解があるといけませんので、介護保険のサービスはあくまでも決められたものがありますので、そこだけは誤解のないようにお願いしたいと思います。
　それと、もう一つ、ただいま西村委員の方から頂きました介護ロボットの話も、私ども神奈川県でもそうした取組をしてございますので、今、正にモデル事業として、いろいろな開発が進んでいて、一般市場に出ているようなＨＡＬとか、パロとか、かなりメジャーなものは皆さん知っていらっしゃるんですけれども、そうでないものもありますので、そうしたものを現在、高齢福祉の施設であるとか、そういったところにモデル的に使っていただいて、使い勝手であるとか、そういったものを検証しているものもございますので、そうしたものが実証実験として終わりますので、それを来年以降は、また施設の方に紹介したりといったことで、介護の人手不足への対応とか、いろいろな意味で普及啓発していきたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

西村委員
　ちなみに私が御紹介したのは、ＰａＰｅＲｏというロボットです。介護施設でというよりも、お一人暮らしの方々の連携をとるための一つの機能を備えた、それだけではありませんけれども、機能を備えているというお話を伺いました。
　要望です。買い物弱者の問題は、地域の個々の問題になる、そしてまた個人個人の問題になる。今は、たまたま南足柄市の問題から様々特化したような形での質問となってしまいましたが、県として、全県でこれが良いパターンだという一つの形が打ち出せる問題ではないと思うんです。そのためには、まず実態を掌握する、そして実施していくであろう市町村との連携、そして実際に買い物が不便である、あるいはお一人暮らしであるといった方々の生のお声をどれだけ聞いていくかということに尽きると思います。その中で、今たまたま言及しましたけれども、南足柄市の今回の取組であるとか、こういったことを持ち寄ることによって、それぞれの地域に即したニーズを指導していく役割が県にはあるのではないかと私は考えております。何よりも買い物弱者と言われる主体たる県民の皆様のお声を吸い上げていただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。